

無店舗型性風俗特殊営業(1号) 開始届出必要書類等 (法人・個人共通、受付所を設けないもの)

必 要 書 類	個人	法人	備 考
○ 無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書(2枚組)	○	○	別記様式第25号、記載例参照
○ 営業の方法を記載した書類(2枚組)	○	○	別記様式第28号、記載例参照
○ <u>事務所</u> の使用について権原を有する書類	○	○	別紙参照
○ <u>事務所</u> 平面図	○	○	記載例参照
○ <u>待機所</u> の使用について権原を有する書類	○ (注)	○ (注)	事務所と兼用の場合は省略可能。 (注) 待機所を設けない場合は不要
○ <u>待機所</u> の平面図	○ (注)	○ (注)	事務所と兼用の場合は省略可能。 (注) 待機所を設けない場合は不要
※ 電話番号等疎明書類のコピー	○	○	契約書・支払い明細の写しなど
○ 営業者の住民票の写し	○		本籍(国籍)記載のもの(コピー不可) 個人番号の記載がないもの
○ 定款		○	
○ 登記事項証明書		○	いわゆる商業登記簿
○ 役員全員の住民票の写し		役員分	本籍(国籍)記載のもの(コピー不可) 監査役のものも必要 個人番号の記載がないもの
○ 手数料(3,400円)	○	○	

※1 営業開始届出書は、営業を開始する10日前までに提出してください。

※2 公的機関の証明書等は、**3月以内**に発行を受けたものを提出してください。

※3 届出書に不備等が無い場合は、届出確認書を交付(通常10日以内)します。

届出後遵守すべき事項

- ① 事務所に届出確認書を備付け、請求があった場合は提示する。
- ② 従業者名簿を備付ける。
- ③ 従業員採用時には、生年月日・国籍等を確認し、確認に用いた住民票の写し等の記録(コピー)を従業者名簿に添付して保存する。
- ④ 届出内容に変更が生じた場合は、10日以内にその旨を届出する。
など

○ 事務所（待機所）の使用について権原を有する書類

- ① 届出者に事務所等の所有権がある場合

登記簿謄本 又は 登記事項証明書等

- ② 所有権がある者から賃貸等している場合

登記簿謄本 又は 登記事項証明書等	+	賃貸契約書の写し 又は 使用承諾書(注)
-------------------------	---	----------------------------

- ③ 所有権がない者から賃貸等している場合

登記簿謄本 又は 登記事項証明書等	+	<u>所有者から賃貸人への</u> 賃貸契約書の写し 又は 使用承諾書(注)	+	<u>賃貸人から申請者への</u> 賃貸契約書の写し + 使用承諾書(注)
-------------------------	---	---	---	--

注 住居として賃貸契約をしている場合は、無店舗型性風俗特殊営業の事務所（待機所）として使用することについての承諾書が必要です。